

Chapter 19 外貨換算の会計 Topics & JPN Comparison

【Topic 19-1】外貨換算会計基準の変遷

外貨換算会計の研究は、MNEs の活動が活発化する以前の 1890 年代から、イギリスおよびアメリカにおいて行われてきた¹⁾。会計基準としては、アメリカ会計士協会(AIA)が 1939 年に公表した会計研究公報(ARB)第 4 号「海外活動と外国為替」が最初である²⁾。これは、1953 年に、ARB 第 43 号の第 12 章として公表されている³⁾。

ARB 第 4 号(および ARB 第 43 号第 12 章)は、外貨建取引の換算と外貨表示財務諸表項目の換算とに明確に区分した規定をしていない。ARB 第 4 号(および ARB 第 43 号第 12 章)は、貸借対照表項目の中の流動資産および流動負債を決算日レート(closing rate、CR)で換算し、固定資産および固定負債を取得時レート(historical rate、HR)で換算することを規定した。これは、流動・非流動法(Current・Noncurrent Method)と呼ばれる。損益計算書項目あるいは外貨建で行われた損益取引は、各月の平均レート(average rate、AR)または加重平均レート(weighted average rate、WAR)によって換算することが規定された。換算の結果生じた換算差額については、実現した換算差額は営業損益に含め、未実現の換算差額は引当金を設定することが規定された。

1965 年に、会計原則審議会(APB)は、APB 意見書第 6 号「会計研究公報の現状」⁴⁾を公表した。APB 意見書第 6 号は、流動・非流動法による換算を規定した ARB 第 43 号に関して、長期受取債権と長期支払債務の換算にカレント・レート(current

¹⁾) たとえば、下記の論文が外貨換算会計の初期の研究論文として有名である。
Plumb, H. A., 1891, "The Treatment of Fluctuating Currencies in the Accounts of English Companies," *Accountant*, Vol.17 No.852, pp.259-271.
Ashdown, C. S., 1922, "Treatment of Foreign Exchange in Branch Office Accounting," *Journal of Accountancy*, Vol.34 No.4, pp.262-279.

²⁾) Committee on Accounting Procedure (CAP) 1939, Accounting Research Bulletin (ARB) No.4, *Foreign Operations and Foreign Exchange*, AIA.
ARB 第 4 号は、それ以前の AIA の下記の公報における研究に基づいている。
CAP, 1931 年, Bulletin of the AIA No.92, *Foreign-exchange Losses*, AIA.
CAP, 1934 年, Bulletin of the AIA No.117, *Memorandum on Accounting for Foreign Exchange Gains*, AIA.

³⁾) CAP, 1953, ARB No.43, "Foreign Operations and Foreign Exchange," *Restatement and Revision of ARB*, AIA.

⁴⁾) APB, 1965, APBO No.6, *Status of Accounting Research Bulletins*, AICPA.

rate)を適用するように変更した。カレント・レートとは、外貨表示財務諸表項目の換算が決算日に行われることから CR と同一となる。

このような変更には、ARB 第 4 号および ARB 第 43 号第 12 章以降に行われた会計研究が影響を及ぼした。具体的には、ヘップワース(Hepworth、S.R.)および全米会計士協会(NAA)による貨幣・非貨幣法(Monetary -Nonmonetary Method)の主張である。貨幣・非貨幣法は、貸借対照表項目の貨幣性資産および貨幣性負債を CR で、非貨幣性資産および非貨幣性負債を HR で換算する方法である。

ヘップワースと NAA が、貨幣・非貨幣法を支持した理由は、資産および負債の測定属性が資産および負債の性質によって異なる点から説明される⁵⁾。すなわち、貨幣性資産および貨幣性負債は、正味実現可能価額といった回収可能価値あるいは支払価値を測定属性としている。非貨幣性資産および非貨幣性負債は、取得原価を測定属性とする。貨幣性資産および貨幣性負債は投下資金の回収過程あるいは支払過程にあることから、CR による換算が適切であり、非貨幣性資産および非貨幣性負債はいまだ資金の投下あるいは運用過程にあることから、HR による換算が適切となる。

貨幣・非貨幣法では、流動資産の中の代表的な非貨幣性資産である棚卸資産は、HR で換算されることになる。しかし、APB 意見書第 6 号は、ARB 第 43 号と同様に、棚卸資産が、通常、低価法により評価されることから、原価で評価されている棚卸資産は HR で換算されるが、低価法により決算日の時価で評価されている棚卸資産は CR で換算されることを規定している。

1975 年に、財務会計基準審議会(FASB)は、財務会計基準書(SFAS)第 8 号「外貨建取引および外貨表示財務諸表項目の換算に関する会計処理」⁶⁾を公表した。SFAS 第 8 号は、換算の目的を、会計原則を変更することなく、測定単位を変換することとして⁷⁾、外貨建取引の会計と外貨表示財務諸表項目の換算会計とに区分して規定している。

⁵⁾ Hepworth, S. R., 1956, Michigan Business Studies Vol.12, No.5, *Reporting Foreign Operations*, Reprint ed., Arno Inc.
NAA, 1960, NAA Research Report No.36, *Management Accounting Problems in Foreign Operations*, NAA.

⁶⁾ FASB, 1975, SFAS No.8, *Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements*, FASB. (日本公認会計士協会・国際委員会訳, 1984『米国 FASB 財務会計基準書・外貨換算会計他』同文館。)

⁷⁾ FASB, 1975, SFAS No.8, *Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements*, FASB, par.6. (日本公認会計士協会・国際委員会訳, 1984『米国 FASB 財務会計基準書・外貨換算会計他』同文館。)

外貨建取引は、取引時において HR により換算し、決算日において外貨である現金預金および外貨建債権債務を CR によって換算する。外貨表示財務諸表項目の換算は、テンポラル法を適用する。テンポラル法では、外貨である現金預金および外貨建債権債務を CR で、過去における交換価格によって維持されている勘定を HR で、現在における購入または販売交換価格、または将来における交換価格によって維持されている勘定を CR で換算する。収益および費用項目は、個々の取引をそれぞれ発生した日に換算した場合の金額とほぼ等しくなるように換算するが、実際にはそれがきわめて困難であることから、AR により換算する⁸⁾。換算の結果生じた換算差額は、当期損益に含めなければならない⁹⁾。

SFAS 第 8 号が規定したテンポラル法は、1972 年にローレンセンによって提案された¹⁰⁾。ローレンセンは、貨幣・非貨幣法に関して、社債や手形のように貨幣性資産・負債と非貨幣性資産・負債に区分することが困難な項目があること、非貨幣性資産には取得原価、取替原価、正味実現可能価額等のように複数の測定属性が考えられること等の理由から問題を指摘した¹¹⁾。その上で、換算は測定単位の変換過程であり、各取引に用いられた測定属性を変更してはならないと主張した。

ローレンセンは、テンポラル法を、「公正価値原則」(fair value principle)と「ドルに対する支配力」(command over U.S. dollar)の 2 つの概念から説明している。

「公正価値原則」とは、現金等と交換されずに取得された項目については、当該交換が行われた場合に生じるであろう価格をもって交換価格とする考え方である。「ドルに対する支配力」とは、外貨によってどの程度のドルが自由になるかを意味しており、ある時点における外貨とドルとの間の為替レートによって決定されるという考え方である。ここから、外貨で測定されていない現金預金、受取債権および支払債務等は、「ドルに対する支配力」を測定するために CR で換算し、外貨で測定されている資産および負債は、「公正価値原則」に基づいて、当該資産および負債が交換取引

⁸⁾) FASB, 1975, SFAS No.8, *Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements*, FASB, pars.11-13.
(日本公認会計士協会・国際委員会訳, 1984『米国 FASB 財務会計基準書・外貨換算会計他』同文館。)

⁹⁾) FASB, 1975, SFAS No.8, *Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements*, FASB, par.17.
(日本公認会計士協会・国際委員会訳, 1984『米国 FASB 財務会計基準書・外貨換算会計他』同文館。)

¹⁰⁾) Lorensen, L., 1972, ARS No.12, *Reporting Foreign Operations of U.S. Companies in U.S. Dollars*, AICPA.

¹¹⁾) Lorensen, L., 1972, ARS No.12, *Reporting Foreign Operations of U.S. Companies in U.S. Dollars*, AICPA, pp.33-35.

によって取得された日の HR で換算することが適切と考えられた¹²⁾。SFAS 第 8 号が規定したテンポラル法は、換算の本質から導かれている点で、理論的に最も優れた方法であると考えられた¹³⁾。

一方、テンポラル法は、換算差額をその発生した期間の損益に含めることから、企業の四半期報告利益を大きく変動させた。これは会社の経営者たちを厳しい批判にさらすことになり、辞職ないし退陣に追い込んだ。ここからテンポラル法を採用する SFAS 第 8 号には、主として企業および金融界から多くの不満が生じた¹⁴⁾。

1981 年に FASB は、SFAS 第 52 号「外貨換算」を公表して、機能通貨(functional currency)アプローチによる外貨換算会計基準を設定した¹⁵⁾。機能通貨アプローチは、機能通貨が本国通貨である場合と現地国通貨である場合とに区分して、状況に応じて外貨表示財務諸表項目の換算基準を使い分ける考え方である。これは、状況的アプローチ(situational approach)と呼ばれる。状況的アプローチは、もともとイギリスに端を発する。

イギリスの最初の外貨換算会計基準は、1968 年にイングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (ICAEW) が公表した、勧告書 (Recommendation on Accounting Principles) 第 25 号「外国通貨の対ポンド平価の変更に伴う会計処理」である¹⁶⁾。勧告書第 25 号は、外貨表示財務諸表項目の換算において、在外支店および在外子会社の状況に応じて異なった換算方法を適用する状況的アプローチを規定した。これは、親会社から独立的な在外支店および在外子会社の外貨表示財務諸表項目は決算日レート法(closing rate method)で換算し、親会社と一体的な在外支店および在外子会社の外貨表示財務諸表項目は取得時レート法(historic rate method)で換算することを規定した。ここで、決算日レート法は、すべての資産および負債を CR で換算

¹²⁾ Lorensen, L., 1972, ARS No.12, *Reporting Foreign Operations of U.S. Companies in U.S. Dollars*, AICPA, pp.18-19.

¹³⁾ 井上達男, 1996 『アメリカ外貨換算会計論』 同文館, p.51.

¹⁴⁾ Beresford, D. R., 1979, "Foreign Currency Translation: A Public Accountant's Perspective," D. D. AlHashim & J. W. Robertson eds., *Contemporary Issues in Accounting*, Bobbs-Merrill Co., p.203.
Parkinson, R. M., 1972, Research Study, *Translation of Foreign Currencies*, CICA.

¹⁵⁾ FASB, 1981, SFAS No.52, *Foreign Currency Translation*, FASB. (日本公認会計士協会・国際委員会訳, 1984 『米国 FASB 財務会計基準書・外貨換算会計他』 同文館。)

¹⁶⁾ ICAEW, 1968, Recommendation on Accounting Principles N. 25, *The Accounting Treatment of Major Changes in the Sterling Parity of Overseas Currencies*, ICAEW.

し、持分（資本）を HR で換算する方法である。取得時レート法は、棚卸資産を除く現金預金、債権その他の流動資産および流動負債を CR で換算するもので、流動・非流動法と類似した換算方法である¹⁷⁾。

状況的アプローチは、その後、1981 年のアメリカの SFAS 第 52 号「外貨換算」、1983 年のイギリスの会計基準委員会(ASC)が公表した標準会計実務基準書(SSAP)第 20 号「外貨換算」¹⁸⁾および同年に IASC が公表した国際会計基準(IAS)第 21 号「外国為替レート変動の影響の会計処理」¹⁹⁾においても採用された。ただし、イギリスおよび IASC は、在外支店および在外子会社の事業活動の特徴から状況的アプローチを規定したのに対して、FASB の SFAS 第 52 号が、機能通貨概念を用いて状況的アプローチを規定している点で、相違がみられた。現在、国際標準としての外貨換算会計基準である 2003 年に改訂された IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」は、SFAS 第 52 号と同様の機能通貨アプローチを採用している²⁰⁾。

日本では、1968 年以降、外貨建取引と外貨表示財務諸表項目に関する換算基準を、「企業会計上の個別問題に関する意見」として公表してきたが、1979 年に、企業会計審議会が初めて外貨換算会計基準を設定した。企業会計審議会は、1999 年に会計ビッグ・バンに伴って、「外貨建取引等会計処理基準」を改訂している²¹⁾。そこでは、会計基準の国際的調和が意識されているが、依然として国際会計基準委員会(IASC)が規定している状況的アプローチの考え方は採用されていない。

【JPN Comparison 19-1】日本の外貨換算会計基準

日本では、1968 年以降、外貨建取引と外貨表示財務諸表項目に関する換算は、「企業会計上の個別問題に関する意見」に準拠して処理されてきた。正式な会計基準は、

¹⁷⁾ ICAEW, 1968, Recommendation on Accounting Principles N. 25, *The Accounting Treatment of Major Changes in the Sterling Parity of Overseas Currencies*, ICAEW, pars12-15 & Appendix3-14.

¹⁸⁾ ASC, 1983, SSAP No.20, *Foreign Currency Translation*, ASC.

¹⁹⁾ IASC, 1983, IAS No.21, *Accounting for the Effects of Changes in Foreign Exchange Rates*, IASC. (日本公認会計士協会・国際委員会訳, 1983『国際会計基準』国際会計基準委員会。)

²⁰⁾ IASB, 2003, IAS No.21, *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates*, IASB. (企業会計基準委員会・財団法人財務会計基準機構監訳, 2009『2009 国際財務報告基準 IFRS』中央経済社。)

²¹⁾ 企業会計審議会, 1999「外貨建取引等会計処理基準」企業会計審議会。

1979年に企業会計審議会が公表した『外貨建取引等会計処理基準』である。これは、1999年に改訂されて、現在へ至っている。

日本の外貨換算会計基準は、以下のように分類して規定している²²⁾。

- ① 外貨建取引
- ② 在外支店の財務諸表項目の換算
- ③ 在外子会社等の財務諸表項目の換算

日本の外貨換算会計基準は、外貨建取引と外貨表示財務諸表項目の換算を区別して規定しており、外貨表示財務諸表項目の換算では、在外事業体の形式別に在外支店の場合と在外子会社の場合に区別して規定している。

【JPN Comparison 19-2】日本の外貨換算会計基準の特徴(1)～外貨建取引の定義～

日本の外貨換算会計基準は、**外貨建取引**を、売買価額その他の取引価額が**外貨**で表示されている取引と定義している²³⁾。それに対して、IAS21号は、**外貨建取引**を、企業の**機能通貨以外**の通貨による取引と定義しており、日本のような**外貨**ではなく、**機能通貨**概念を用いて定義している点で相違がみられる。

【JPN Comparison 19-3】日本の外貨換算会計基準の特徴(2)～当初認識時の換算～

日本の外貨換算会計基準も、外貨建取引は、原則として、**取引発生時の為替レート**によって換算することを規定しているが、**取引発生時の為替レート**として、取引が発生した日における**直物為替レート**の他に、取引が行われた月または週等の直近の一定期間の直物為替レートに基づいて算定された**平均レート**も認めている²⁴⁾。

【JPN Comparison 19-4】日本の外貨換算会計基準の特徴(3)～為替差額の処理～

日本の外貨換算会計基準は、為替差額の処理について、原則として**当期損益**に認識するように規定している。ただし、有価証券の時価の著しい下落または実質価額の著しい低下により、**決算時の為替レート**で換算されたことに伴う**為替差額**は、当

²²⁾ 企業会計審議会、1999「外貨建取引等会計処理基準」企業会計審議会。

²³⁾ 同基準、注解・注1。

²⁴⁾ 同基準、注解・注2。

該有価証券の評価損として処理することが規定されている²⁵⁾。

【JPN Comparison 19-5】日本の外貨換算会計基準の特徴(4)～外貨表示財務諸表項目の換算～

日本の外貨換算会計基準は、外貨表示財務諸表項目の換算について、機能通貨の概念を用いず、在外支店の場合と在外子会社の場合とに区別して規定している²⁶⁾。

日本の在外支店の財務諸表項目の換算は、IAS21 号における「外貨建取引の機能通貨での報告」に一致している。在外支店の財務諸表項目の換算では、外貨建取引について、本店と同様に処理することが規定されている。

日本の在外子会社の財務諸表項目の換算は、IAS21 号における「機能通貨以外の表示通貨の使用」に一致している。在外子会社の財務諸表項目の換算では、決算日レート法による換算が規定されている。ただし、収益および費用は、原則として期中平均レートを用いて換算することが規定されていて、その上で、決算日レートを用いることも容認されている。

日本の外貨換算会計基準と IAS 第 21 号との間では、在外子会社の収益および費用の換算において相違がある。すなわち、IAS 第 21 号は、原則取引日為替レートで、期中平均レートを容認しているのに対して、日本は、原則期中平均レートで、決算日レートを容認している。

²⁵⁾ 同基準、一、2(2)・注解、注 10。

²⁶⁾ 同基準、二・三。